議案第 19 号

枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部改正について

次のとおり枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部を改正するにつき、地方自治法(昭和22 年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 (2023年) 6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 休所日等を見直すため。
- 2 使用の許可の基準を見直すため。
- 3 特に収益が見込まれる場合における利用料金を定めるため。

枚方市立総合スポーツセンター条例等の一部を改正する条例

(枚方市立総合スポーツセンター条例の一部改正)

第1条 枚方市立総合スポーツセンター条例(昭和57年枚方市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「月曜日」を「第4月曜日」に改め、同項第3号を削る。

第7条第1項第3号中「陸上競技場については、」を削る。

第8条第6項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 指定管理者は、センターの施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。
 - (1) 施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額
 - (2) 附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備利用料金
- 5 前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわらず、当該収益の総額 が確定した日の翌日から起算して1月とする。

第11条第1項第3号中「及び第2項第1号」を「又は第2項第1号のいずれか」に改める。 第15条中「する」を「とする」に改める。

(枚方市立市民体育館条例の一部改正)

第2条 枚方市立市民体育館条例(平成8年枚方市条例第22号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項第1号中「金曜日」を「第4金曜日」に改め、同項第3号を削る。

第7条第1項第3号中「図り、又は政治活動若しくは宗教活動を行うことを」を削り、「とき」の次に「(指定管理者が適当と認めた場合を除く。)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするとき。

第8条第6項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 指定管理者は、体育館の施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を利用料金の額と することができる。
 - (1) 施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額
 - (2) 附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備利用料金
- 5 前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわらず、当該収益の総額

が確定した日の翌日から起算して1月とする。

第11条第1項第3号中「及び」を「又は」に改める。

(枚方市立伊加賀スポーツセンター条例の一部改正)

第3条 枚方市立伊加賀スポーツセンター条例(平成22年枚方市条例第24号)の一部を次のように 改正する。

第8条第1項第4号中「専ら」を削り、「とき」の次に「(指定管理者が適当と認めた場合を除く。)」を加える。

第9条第6項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 指定管理者は、センターの施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。
 - (1) 施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額
 - (2) 附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備利用料金
- 5 前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわらず、当該収益の総額 が確定した日の翌日から起算して1月とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市立総合スポーツセンター条例(以下「新総合スポーツセンター条例」という。)、第2条の規定による改正後の枚方市立市民体育館条例(以下「新市民体育館条例」という。)又は第3条の規定による改正後の枚方市立伊加賀スポーツセンター条例(以下「新伊加賀スポーツセンター条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る施設等(新総合スポーツセンター条例第3条第1号に規定するセンターの施設等、新市民体育館条例第3条第1号に規定する体育館の施設等又は新伊加賀スポーツセンター条例第3条第1号に規定するセンターの施設等をいう。以下同じ。)の使用の許可及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る施設等の使用の許可及び利用料金については、なお従前の例による。

No de la company	主要な改正部分の新旧対照表
新(改正後)	旧(現 行)
[枚方市立総合スポーツセンター条例関係] (休所日等)	[枚方市立総合スポーツセンター条例関係] (休所日等)
第5条 センターの休所日は、次に掲げる日(テニスコートにあつては、 第2号に定める日)とする。 (1) 第4月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規	第5条 センターの休所日は、次に掲げる日(テニスコートにあつては、 第2号に定める日)とする。 (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す
(1) <u>第4月曜日</u> (国氏の代日に関する伝律 (昭和23年伝律第1785) (C. 定する休日に当たる日を除く。) (2) [略]	(1) <u>万曜日</u> (国民の抗日に関する伝律、昭和23年伝律第176万) (C.
2~4 [略]	(3) <u>6月及び12月の第1火曜日</u> 2~4 [略]
(使用の許可の基準)	(使用の許可の基準)
第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センター の施設等の使用を許可しないものとする。 (1)・(2) [略]	第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センター の施設等の使用を許可しないものとする。 (1)・(2) [略]
(3) 営利を目的として使用するとき(指定管理者が適当と認めた場合を除く。)。 (4)・(5) [略]	(3) 営利を目的として使用するとき (<u>陸上競技場については、</u> 指定管理者が適当と認めた場合を除く。)。 (4)・(5) 「略]
2 [略] (利用料金)	2 [略] (利用料金)
第8条 [略] 2・3 [略]	第8条 [略] 2・3 [略]

新(改正後) 旧(現行) 4 指定管理者は、センターの施設等の使用につき、特に収益が見込まれ る場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に 応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。 (1) 施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金 の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内にお いて指定管理者が定める額 (2) 附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備 利用料金 5 前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわ らず、当該収益の総額が確定した日の翌日から起算して1月とする。 6 [略] 4 [略] [略] [略] 8 市長は、第6項の承認を行つたときは、その旨を公示するものとす │ 6 市長は、第4項の承認を行つたときは、その旨を公示するものとす る。 る。 (使用の許可の取消し等) (使用の許可の取消し等) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許|第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許・ 可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。 可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。 (1)・(2) 「略] (1)・(2) [略] (3) 第7条第1項各号又は第2項第1号のいずれかに該当することとな (3) 第7条第1項各号及び第2項第1号に該当することとなつたとき。 つたとき。 2 「略] 2 「略]

主要な改正部分の新旧対照表 新(改正後) 旧(現行) (職員の配置) (職員の配置) 第15条 市長は、指定管理者をしてセンターに所長その他センターの管理 | 第15条 市長は、指定管理者をしてセンターに所長その他センターの管理 に必要な者を置かせるものとする。 に必要な者を置かせるものする。 [枚方市立市民体育館条例関係] 「枚方市立市民体育館条例関係] (休館日等) (休館日等) 第5条 体育館の休館日は、次に掲げる日とする。 第5条 体育館の休館日は、次に掲げる日とする。 (1) 金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す (1) 第4金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規 る休日に当たる日を除く。) 定する休日に当たる日を除く。) (2) [略] (2) 「略] (3) 6月及び12月の第1木曜日 2 · 3 [略] 2 • 3 「略] (使用の許可の基準) (使用の許可の基準) 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の 施設等の使用を許可しないものとする。 施設等の使用を許可しないものとする。 (1)・(2) 「略] (1)・(2) 「略] (3) 営利を目的とするとき(指定管理者が適当と認めた場合を除く。)。 (3) 営利を図り、又は政治活動若しくは宗教活動を行うことを目的とす るとき。 (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするとき。 「略] (4) [略] (5) (5) [略] (6) [略] 2 [略] 2 [略]

	土安は以上的分の新口刈忠衣
新(改正後)	旧(現一行)
新(改正後) (利用料金) 第8条 [略] 2・3 [略] 4 指定管理者は、体育館の施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。 (1) 施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額 (2) 附属設備利用料金 前項の規定により指定管理者が定める附属設備 	旧(現 行) (利用料金) 第8条 [略] 2·3 [略]
1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> 市長は、 <u>第4項</u> の承認を行ったときは、その旨を公示するものとする。
(使用の許可の取消し等) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。 (1)・(2) [略] (3) 第7条第1項各号 <u>又は</u> 第2項第1号のいずれかに該当することとな	可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。 (1)・(2) [略]

ったとき。

2 「略]

[枚方市立伊加賀スポーツセンター条例関係]

(使用の許可の基準)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センター の施設等の使用を許可しないものとする。

新(改正後)

(1)~(3) 「略]

(4) 営利を図る活動に該当すると認めるとき (指定管理者が適当と認めた場合を除く。)。

(5)~(8) [略]

2 [略]

(利用料金)

第9条 [略]

2 · 3 [略]

- 4 指定管理者は、センターの施設等の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に 応じて当該各号に定める金額を利用料金の額とすることができる。
- (1) 施設利用料金 前項の規定により指定管理者が定める施設利用料金 の額から当該収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額
- (2) <u>附属設備利用料金</u> <u>前項の規定により指定管理者が定める附属設備</u> 利用料金

旧(現行)

ったとき。

2 [略]

[枚方市立伊加賀スポーツセンター条例関係]

(使用の許可の基準)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センター の施設等の使用を許可しないものとする。

(1)~(3) 「略]

(4) 専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき。

(5)~(8) [略]

2 [略]

(利用料金)

第9条 [略]

2 · 3 [略]

	主要な改正部分の新旧対照表_
新(改正後)	旧(現一行)
 5 前項の場合における利用料金の支払の期限は、第1項の規定にかかわらず、当該収益の総額が確定した日の翌日から起算して1月とする。 6 [略] 7 [略] 8 市長は、第6項の承認を行ったときは、その旨を公示するものとする。 	4 [略] 5 [略] 6 市長は、第4項の承認を行ったときは、その旨を公示するものとする。